

日光市監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年6月30日

日光市監査委員 星野保治

日光市監査委員 佐藤裕子

日光市監査委員 川村寿利

- 1 監査実施期間 令和4年5月19日～令和4年6月1日
- 2 監査の対象 足尾行政センター、足尾公民館
- 3 監査の結果 別紙のとおり

## 令和4年度 定例 監査結果

### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

### 3 監査の対象

足尾行政センター

### 4 監査の期間

令和4年5月19日～令和4年6月1日

### 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

### 6 監査の実施内容

(1) 令和3年度事務事業について、令和4年3月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

### 7 監査の結果

#### (1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

#### (2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### 8 意見及び要望

(1) 市道敷は、本来、市有地であることが望ましいが、足尾地域の市道敷については、民有地となっている箇所が散見される。足尾行政センターでは、これまでも地権者に対して土地譲渡の協議をしているが、将来の不測の事態に備えるため、地権者との協議を継続し、市道敷の市有地化に努められたい。

- (2) 土地・建物貸付料の滞納については、これを縮減するため、督促状の送付や電話催告、来庁を要請しての納付相談に加え、戸別訪問により納付折衝を行っているが、財政運営や受益者負担の公平性の観点から、収入未済額は早急に解決しなければならない課題である。徴収が困難な案件については顧問弁護士と連携するなど、収入未済額縮減の対策をより一層取り組まれたい。
- (3) 公有財産（住宅用地等）の貸付契約については、土地貸借契約書・覚書の不備が散見される。電話、戸別訪問、郵便により契約締結に取り組んでいるが、契約事務の重要性を再認識し、土地貸借契約事務の精査を行い、適正な事務執行にあたられたい。

## 令和4年度 定例 監査結果

### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

### 3 監査の対象

足尾公民館

### 4 監査の期間

令和4年5月19日～令和4年6月1日

### 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

### 6 監査の実施内容

(1) 令和3年度事務事業について、令和4年3月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

### 7 監査の結果

#### (1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

#### (2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### 8 意見及び要望

(1) 各種教室や講座を開催するにあたり、高齢者から青少年まで幅広い参加者が集うように、各世代にあわせて絶えず見直していく必要がある。そのため、参加者アンケートや地域学習圏会議から提出された意見や要望、他市町の公民館講座の調査等、様々な手法を用いてニーズの把握に努め、公民館事業の活性化を図られたい。